

平成27年度 北陸ブロック発注者協議会 資料-3

議事(3) 運用指針を踏まえた追加取り組み項目(案)について

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1. 今後の追加取り組み項目(案)について..... | P 1 |
| 2. データ収集項目について..... | P 4 |

今後の追加取り組み項目（案）について

関係省庁連絡会議で平成27年1月30日に策定した「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の「必ず実施すべき事項」及び「実施に努める事項」を踏まえ、各発注者が取り組むべき事項を整理。

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。

歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。

今後の追加取り組み項目（案）について

運用指針と既存項目のチェック

必ず実施すべき事項	<工事>		<業務>
	既存項目	追加項目	追加項目
適正な工期(週休2日確保含む)		-	
最新の積算基準の適用		-	
歩切りの根絶		-	
低入札価格制度・最低制限価格の適切な活用		-	
予定価格は原則事後公表		-	
適切な設計図書の変更		-	
請負代金の適切な変更		-	
工期の適切な変更		-	

実施に努める事項

適切な入札契約方式の選択		-	-
発注・施工時期等の平準化	-		-
見積もり活用方式の導入	-		-
ワンデーレスポンスの実施(迅速化)		-	-
設計変更の審議		-	-
工事中止等の協議等		-	-
工事完成一定期間後の確認・評価	-	-	-

総合評価

工事では発注・施工時期等の平準化の取り組みを追加する。
業務は必ず実施すべき事項を追加する。

今後の追加取り組み項目（案）について

平成26年度の取り組み項目に加え、工事は平準化等、業務は必ず実施すべき事項を追加する。

平成27年度公表用取り組み項目（案）

<工事>	
1.	総合評価方式の導入・拡大
	総合評価方式の導入・拡大の取り組み状況
	工事評定の実施の取り組み状況
2.	低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し
	最新の公契連モデル(H25)の適用取り組み状況
3.	予定価格の事後公表への移行
	予定価格の事後公表への取り組み状況
	「低入札調査基準価格」または「最低制限価格」の事後公表への取り組み状況
4.	予定価格の適正化
	最新積算基準の適用状況
	労務単価の適用状況
	歩切りの廃止
	不調・不落等の場合の見積り活用方式の導入
5.	工事における生産性の向上
	適正な工期設定(4週8休の考慮、変更時など)
	精算変更の実施
	4点セットを活用
	3者会議の実施状況
	ワンデーレスポンスの実施
	発注・施工時期等の平準化

<業務>	
1.	低入札調査基準価格及び最低制限価格の適用
	低入札調査基準価格及び最低制限価格の適用
2.	予定価格の事後公表への移行
	予定価格の事後公表への取り組み状況
	「低入札調査基準価格」または「最低制限価格」の事後公表への取り組み状況
3.	予定価格の適正化
	最新積算基準の適用状況
	技術者単価の適用状況
	歩切りの廃止
4.	業務における生産性の向上
	適正な工期設定(4週8休の考慮、変更時など)
	精算変更の実施 (数量、業務条件、業務内容等に変更がある場合)

赤字は、H27年度から追加する公表用取り組み項目（案）

追加項目については、本協議会で項目を確認し、
7月に開催予定の県部会で目標を確認した後、公表する。

データ収集項目について

北陸ブロック発注者協議会(H26.4.30)で合意されたデータ収集項目に6.を追加して、平成27年度内にデータ収集を依頼する。

<データ収集項目>

データのみ収集する項目(案)
<工事>
1. 工事表彰制度の有無
2. 地域貢献の評価(災害協定、維持管理実績、除雪実績)
3. 安全施工マニュアルの整備
4. 工事情報共有化システム(ASP)の導入
5. 建設ICT(情報化施工)の導入
6. 若手・女性技術者の登用支援 [追加]
<業務>
1. 入札契約方式の運用状況
2. 成績評定の実施
2. 表彰制度の有無

→ 本協議会を経て、平成27年度内にデータ収集を依頼する予定。